

釜石市がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業のお知らせ

市では、がん患者の治療及び仕事の両立並びに社会参加及び療養生活を支援することを目的に、がん治療に伴う外見変化により医療用ウィッグを購入した方を対象として、購入費用の助成を行います。

1. 対象者

釜石市民の方で、以下のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) がんと診断され、治療を行なっている又は過去に治療を受けた後経過観察中で通院している方
- (2) がんの治療に伴う脱毛によりウィッグを購入した方
- (3) 過去に他の都道府県及び市町村においてウィッグの購入に対する助成等を受けていない方

2. 助成対象

令和4年4月1日以降に購入した全頭用の医療用ウィッグ

(注) 対象者1人につき、ウィッグ本体1台限り

3. 助成対象経費および助成金額

購入費用の2分の1(消費税込み、上限2万円、千円未満切り捨て)

(注) 購入のために要する交通費、送料、代金決済手数料等の諸費用及びウィッグの付属品、ケア用品等の購入費用は対象となりません。

4. 申請期限

ウィッグを購入した日から起算して1年以内

5. 申請方法

申請に必要な書類をそろえて、釜石市保健福祉部健康推進課(釜石市保健福祉センター)までご持参もしくは郵送により提出してください。

6. 申請書類

- (1) 釜石市がん患者医療用補正具購入助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) がん治療を受けている又は過去に受けた後経過観察中で通院していることを証明する書類(化学療法、放射線療法若しくは手術に関する説明書、診断書、治療方針計画書又は診療明細書等の写し)
- (3) ウィッグを購入したことを証明する書類(購入日、品目及び金額の記載のある領収書等の写し)
- (4) 本人を確認する書類(住民票、運転免許証又は医療保険証等の写し)

7. 支払方法

指定の口座へ振り込みます。

<問い合わせ先・提出先>

〒026-0025 岩手県釜石市大渡町3-15-26 釜石市保健福祉部健康推進課成人保健係

電話 0193-22-0179